Web サイト制作・更新サービス利用規約

版：v7.4 / 改訂日：2026 年 10 月 9 日

適用条件：当方による更新版の公開・内容確認が完了した時点から、新規取引に適用します。既存契約は締結時の条件を維持します。

サービス提供者：TableWeb（運営者：好川 太朗）

連絡先：contact@tableweb.jp

事業者向け

第 1 条（適用）

本規約は、TableWeb（以下「当方」といいます。）が事業者向けに提供する Web サイト制作、公開、更新、運用支援その他関連サービス（以下「本サービス」といいます。）について、当方と顧客との権利義務関係に適用します。見積書、申込確認書、個別契約書兼サービス仕様書その他個別に合意した書面又は電磁的記録（以下「個別契約」といいます。）と本規約が抵触する場合は、個別契約を優先します。

第 2 条（事業者利用）

本サービスは、法人、団体、個人事業主その他事業として又は事業のために利用する者を対象とします。申込者は、顧客を適法に代表し、又は契約を締結する権限を有することを表明し保証します。

第 3 条（契約の成立）

問い合わせフォーム又は相談フォームの送信及び申込確認書の提出のみでは契約は成立しません。個別契約は、当方と顧客が個別契約書に署名若しくは電子署名をした時、又は個別契約で別途明示した成立手続が完了した時に成立します。

契約前の無料試作は、第 7 条の 2 に定める条件を確認したうえで行います。無料試作条件の確認、試作の依頼、閲覧又は意見の送付だけでは、有償の本制作に係る個別契約の成立又は支払義務の発生とは扱いません。

第 4 条（標準サービス及び標準価格）

標準サービスは、店舗・企業・士業・団体その他の事業者の公式情報を掲載する静的 Web サイトの企画、設計、制作及び初回公開を基本とします。基本制作料金は 49,500 円（税込）とし、ページ数、機能、素材、言語、外部連携その他の条件により個別見積りで確定します。

対応する業種、機能、範囲、仕様、価格及び納期は契約前に個別に確認します。制作例として示す業種別テンプレートは、すべての業種の機能又は業種固有の法令対応が標準料金に含まれることを意味しません。

第 5 条（標準範囲及び費用）

標準範囲には、個別見積りで明示したページの制作、レスポンシブ対応、事業・組織情報、営業・受付時間及び休業日、商品・サービス及び料金、写真、アクセス、SNS・外部サービスへのリンク、問い合わせ導線、基本 SEO、軽微修正 2 回及び初回公開作業を含みます。当方の標準構成で制作及び通常運用に必要となるホスティング、DNS、Git その他の基本的な管理作業の対価は、個別契約に別段の定めがない限り、制作料金に含みます。ドメイン登録・更新料、有料プラン、従量課金、決済手数料、有料素材、撮影・出張その他第三者へ直接支払う費用は含みません。追加費用が発生する作業は、原則として事前に内容及び見込額を説明し、顧客の承認を得てから実施します。ただし、サイト

停止、重大なセキュリティ問題又はデータ・サービスへの被害拡大など、顧客利益を保護するため即時対応が合理的に必要で、事前承認を待つことが適切でない緊急事態に限り、必要最小限の対応を先行できます。その場合、対応内容、緊急性の理由及び発生費用を速やかに顧客へ報告します。通常の仕様追加、機能追加又は任意改善をこの例外によって事後請求しません。

第 5 条及び第 22 条の基本管理と、第 18 条の技術保守の対象作業、提供期間及び終了時の取扱いは、個別契約に区分して定めます。基本管理の対象作業、開始日・終了日又は終了条件、更新・終了手続及び第三者費用の負担は、契約締結前に双方で確定します。基本管理のみの契約に、別途合意のない定期点検、内容更新又は機能追加は含まれません。ただし、当方の契約不適合責任及び法令上必要な安全管理・事故対応を免除するものではありません。

第 6 条（外部サービス及び予約）

予約、問い合わせ、EC、決済、地図、SNS その他の機能は、顧客が指定又は承認した第三者サービスへのリンク又は連携を基本とします。外部予約サービス、Google ビジネスプロフィールその他第三者サービスの契約主体及びアカウント所有者は原則として顧客とし、その利用料金、手数料、更新料及び従量課金は顧客が直接負担します。当方は、個別契約で別途委任を受けた場合を除き、第三者との契約締結代理を行わず、リンク設置又は初期設定支援を提供するにとどまります。

第 7 条（制作開始条件）

当方は、有償の本制作について、契約成立、着手金その他個別契約で定める開始条件、必要素材・情報、その利用に必要な権利及び TableWeb の制作開始承認を確認した後に着手します。問い合わせ又は申込受付のみをもって自動的に本制作を開始するものではありません。契約前の無料試作は、次条の条件に従って本制作と区別して行います。

第 7 条の 2（契約前の無料試作）

当方は、詳細なヒアリング内容を確認した後、顧客が本制作へ進むかを判断するため、無料の試作を 1 案用意します。試作を始める前に、本条の条件及び対象とする主要ページをメール又はフォーム等で確認します。この確認は、有償の本制作に係る個別契約の締結とは別の手続です。

試作はトップページ及び事前に確認した主要ページを対象とし、一律のページ数上限は設けません。全ページの完成、全資料の移行及び本番運用のための仕上げを約束するものではありません。画面遷移、スマートフォン表示及び操作感を確認できる構成とします。

フォーム送信、決済及び CMS 更新は、サンプルデータを使うデモに限ります。実際の送信、課金、本番データの変更又は一般利用者の情報を扱う本番処理は行いません。試作には公開情報又は利用権・利用許可を確認した素材を用い、秘密情報、実際の相談内容、決済情報その他確認目的に不要な情報を入力しません。公開されていることだけで文章・画像等の転載又は改変が許可されているとは扱わず、第三者素材の権利及び利用条件を確認します。

無料試作について着手金、試作費又は辞退に伴う解約料は請求しません。本制作へ進まなかった場合も試作費を後から請求しません。有料素材の購入、有料サービスの契約その他顧客に費用負担が生じる行為は、無料試作の範囲では行いません。 無料試作の終了には、第 14 条又は第 32 条に定める有償の本制作の中途終了費用を適用しません。

当方の転記漏れ、表示崩れ又は事前に確認した資料・情報との不一致は無料で訂正します。顧客の好みによるデザイン変更、追加ページ、新しい案又は追加機能の希望は記録し、本制作へ進む際に範囲へ反映するかを確認します。これらを契約前に自動実施したり、確認なく有料作業へ切り替えたりしません。

閲覧期間は初回提示から 14 日を基本とし、提示時に閲覧終了日・時刻を案内します。延長を希望する場合の窓口は contact@tableweb.jp とし、延長後の終了日時を明記して合意します。当方は終了前に一度案内します。閲覧終了日時までに延長の合意又は本制作の個別契約がない場合は確認用 URL を停止し、案件を保留とします。返信又は本制作への関心の表明だけで閲覧期間が無期限に延長されるものではありません。無返信を契約、発注、支払義務、検収又は本番公開承認として扱いません。本制作の個別契約が成立した場合は、確認環境を契約後の Review 用として扱い、その提供期間・終了条件を個別契約又は別途の書面・電子的方法で定めます。無料試作の確認用 URL を無期限に維持するものではありません。

顧客は本制作へ進まない旨を連絡して、無料試作の確認を終了できます。終了後も再相談は可能ですが、保存期間経過等により、同じ試作を再表示できることは保証しません。

本制作の個別契約が成立していない場合、閲覧終了又は辞退から 30 日を目安として、試作用の顧客固有ファイル及び提供素材の控えを通常の作業領域から整理・削除する方針とします。対象及び実施時期は担当者が実際の保存先、バックアップ及び必要な記録を確認してから定め、削除予定と返却・延長の連絡窓口を事前に案内します。自動削除は行わず、対象及び実施時期の確認を経て個別に整理します。本制作の個別契約が成立した場合は、必要な案件データとして引き継ぎます。商談の経緯、条件確認その他保存の必要がある記録は目的を限定して別に管理し、バックアップに残る控えは確認した保存サイクルに従い扱います。全バックアップの控えまで 30 日以内に完全消去する保証はしません。

顧客は支給素材の原本を手元にも保管してください。削除前に希望があれば支給素材を返却します。試作は検討目的で社内又は意思決定に必要な関係者へ共有できますが、試作のソースコード・制作データは無料引渡しの対象にしません。契約前試作の段階で本番公開、他社での制作への利用又はソース引渡しを希望する場合は、対象と条件を別途合意します。本制作契約に基づく成果物の利用許諾・引渡しは、第 29 条及び個別契約に従います。顧客がもともと権利を持つ素材及び一般的なアイデアの利用を制限するものではありません。当方又は第三者の権利は、それぞれの権利及び利用条件に従います。

本制作へ進む場合は、試作に対する意向を確認したうえで、制作範囲、正式見積り、個別契約、必要入金、素材・権利及び制作開始承認を整えます。無料試作の閲覧終了又は確認完了だけで、本制作開始条件又は本番公開承認が満たされたとは扱いません。

第 8 条（顧客による情報提供）

顧客は、事業・組織情報、料金、営業・受付時間、文章、写真、画像、ロゴ、動画、リンクその他必要な情報を正確かつ最新の状態で提供します。当方は、顧客又は指定承認担当者が確認若しくは承認した情報を正式な掲載情報として扱います。

第 9 条（素材の権利及び補償）

顧客は、提供する文章、写真、画像、ロゴ、動画、人物写真その他の素材について、本サービスに必要な利用を許諾する権利を有し、必要な掲載同意、許認可その他の権利処理が完了していることを保証します。顧客提供素材に起因して第三者から権利侵害その他の請求がなされ、又は当方に損害、費用若しくは合理的な弁護士費用が生じた場合、顧客は自己の責任と費用でこれを解決し、顧客の責めに帰すべき範囲で当方に生じた損害を補償します。ただし、当方の指示又は改変に起因する部分はこの限りではありません。

第 10 条（AI・自動化の利用）

当方は、要件整理、文章案、デザイン案、コード作成、テスト、品質確認、変更依頼処理、監視その他に生成 AI 又は自動化ツールを利用することがあります。ただし、最終価格、契約可否、権利判断、返金、重大インシデント判断、本番公開等の重要判断は有人で行います。

第 11 条（指定承認担当者）

顧客は、必要に応じて公開承認及び重要情報変更の承認を行う担当者を指定します。当方は、本番公開、重要情報変更、ドメイン、公開先その他の重要操作について、正当な権限者からの指示又は承認を求めることができます。

第 12 条（制作物の確認）

当方は、公開前に Review URL その他の方法で制作物を提示します。顧客は、店舗・企業・団体等の名称、住所、電話番号、営業・受付時間、休業日、商品・サービス、料金、文章、画像、リンクその他重要情報を確認します。

第 13 条（修正）

初稿提示後の軽微な修正は、個別契約に別段の定めがない限り 2 回まで制作料金に含みます。構成又はデザイン方針の大幅な変更、新機能、追加ページ、素材の大規模差替えその他当初範囲を超える作業は、事前説明の上で別見積りとなる場合があります。

第 18 条に定める契約不適合の是正は、前記の軽微修正回数に算入しません。

本条の軽微修正回数は、有償の本制作における初稿提示後の修正に適用します。無料試作に関する当方の転記漏れ、表示崩れ又は事前に確認した資料・情報との不一致の訂正は、この回数に算入しません。契約前の顧客の変更希望は第 7 条の 2 に従い記録し、本制作範囲の確認時に取り扱います。

第 14 条（制作期間及び素材未提出）

標準的な制作期間は、必要な素材・情報・確認事項が揃い制作開始条件を満たした時点から 1〜3 週間程度を目安とします。制作状況により前倒し提示・納品が可能であり、数日で完成した場合も、意図的に数週間待って納品する義務はありません。顧客都合の素材待ち、確認待ち又は追加変更に要する期間は、必要に応じて納期に影響します。これは確約納期ではなく、個別契約で予定日又は期限を別途定めることがあります。顧客が必要な素材・情報を提出せず、当方が 14 日以上の相当な期間を定めて催告しても提出又は合理的な回答がない場合、当方は制作を停止し、又は個別契約の全部若しくは一部を解除できます。この場合、顧客は解除時点までに実施済みの作業、確保済み工数及び取消不能な第三者費用を負担します。

第 15 条（検収及び無応答）

顧客は、当方が検収可能である旨を通知した後、個別契約で定める検収期間内に契約内容との一致を確認し、具体的な不適合がある場合はその内容を通知します。当方が検収依頼及び期限を明示して催告したにもかかわらず、顧客から期限内に通知がない場合、当該制作物は検収に合格したものとみなします。検収と本番公開承認は別の手続であり、無応答による検収完了のみをもって本番公開を承認したものとは扱いません。

検収期間又は検収完了は、法令又は個別契約に基づく契約不適合責任を一律に消滅させるものではありません。

第 16 条（公開承認）

本番公開には、顧客の必要な承認及び当方の明示的な公開承認を要します。当方は、公開対象のソース、成果物、リポジトリ、公開先及び顧客の対応関係を確認し、承認後にソース又は成果物が実質的に変更された場合は再承認を求めます。

第 17 条（Review 環境）

顧客確認用 Review 環境は本番環境と分離し、原則として検索エンジンによるインデックスを防止する設定を行います。ReviewURL は確認目的でのみ利用し、恒久的な公開 URL を保証しません。

契約前の無料試作に係る閲覧期間、延長、終了及び保存・整理は第 7 条の 2 によります。確認用 URL の案内及び検索インデックス防止は、閲覧者を限定する認証を意味しません。閲覧制限を設ける場合は実際の保護方式及びアクセス範囲を確認し、未実装又は未確認の保護を提供済みとして案内しません。 本制作契約成立後の確認環境の提供期間・終了条件は、第 7 条の 2 及び個別契約等で定めた内容に従います。

第 18 条（公開後の更新及び保守）

公開後の更新及び変更は、個別契約で明示的に含めた場合を除き、標準制作料金に含まれず、依頼ごとに内容を確認して見積ります。

技術保守は任意オプションとして月額 5,500 円（税込）で提供します。標準範囲は、月 1 回程度の基本点検及び軽微な不具合確認・対応です。通常の文章更新、お知らせ投稿、料金・営業及び受付時間・メニュー等の内容変更、画像差替え及び資料追加は、技術保守料金に含みません。

これらの内容更新を当方に依頼する場合は、更新代行として 1 回 3,300 円（税込）からとし、作業内容・料金を事前に確認して顧客の承認後に実施します。新規ページ、大幅なデザイン変更、新機能、EC・決済・公開サイトの会員機能・独自予約、多言語化、大量コンテンツ追加等は別見積りとなります。

保守は個別契約書兼サービス仕様書の保守欄で申込み又は非申込みを明示し、対象、期間、支払条件その他の個別条件を確定します。保守の相談又は見積依頼のみでは保守契約は成立しません。申込みがない顧客に月額費用又は当方の継続的な更新義務は自動的に発生しません。

当方が法令又は個別契約に基づき履行の追完として行う契約不適合の是正は、本条の有料更新及び第 13 条の軽微修正回数の対象に含めません。顧客による新たな要望、合意後の仕様変更又は当方が責任を負わない事由への対応は、原因及び作業範囲を確認し、別途合意します。

第 19 条（顧客ポータル）

当方が TableWeb Customer Portal その他顧客向け管理機能の提供を開始し、個別契約で利用対象とした場合、認証は原則として Google その他の外部認証を利用し、当方は顧客の外部サービス用パスワードを取得又は保管しません。顧客が編集できる範囲は、事業・組織情報、営業・受付時間、休業日、商品・サービス及び料金、お知らせ、画像・資料、SNS、外部サービスの URL その他個別に許可された構造化項目に限ります。HTML、CSS、JavaScript、Git、Cloudflare、DNS、秘密情報、認証・セキュリティ設定及びデプロイその他当方が保護対象と定める項目は顧客から編集できません。変更の反映時期は、項目ごとに即時反映、自動検査後反映又は当方の有人承認後反映とします。

限定 CMS は任意オプションとし、初期導入料金は 33,000 円（税込）、合意した初期範囲へのコンテンツ種類の追加は 1 種類につき 8,800 円（税込）を標準とします。提供の可否及び最終価格は個別見積りで確定します。コンテンツ種類の数え方、編集可能項目、件数・容量、画像・PDF の扱い、反映時期、承認要否、提供期間、支払・第三者費用、サポート範囲、復旧・書出し及び終了時の取扱いは、

提供前に個別契約又は仕様別紙で定めます。管理機能の外部認証は、公開サイトの一般利用者向け会員・認証機能とは区別し、後者を標準で提供するものではありません。

第 20 条（変更依頼の安全確認）

自動化された変更依頼処理又は顧客ポータルを用いる場合でも、顧客、サイト、リポジトリ及び公開先の紐付け、旧値、入力スキーマ、変更可能範囲、テスト並びに Review 環境等を確認し、保護対象ソース又は未承認範囲への変更は停止します。

第 21 条（料金・支払）

制作料金は個別見積りとし、標準的な支払条件は着手時 50 パーセント、本番公開前 50 パーセントとします。支払方法は当面銀行振込を基本とし、振込手数料は別段の合意がない限り顧客負担とします。

第 22 条（ドメイン・アカウント・第三者費用）

本番ドメイン、Google ビジネスプロフィール、外部予約サービスその他顧客事業に固有のアカウントは、個別契約に別段の定めがない限り顧客が所有又は契約主体となります。当方標準構成における基本的なホスティング、DNS 及び Git の管理作業は第 5 条の範囲に含みます。ドメイン登録・更新料、有料ホスティング、有料外部サービス、従量課金、決済手数料その他第三者から顧客又は当方へ請求される費用は顧客負担とし、当方が立替える場合は原則として事前承認を得て実費を請求します。第 5 条の限定された緊急事態には、同条の必要最小限の先行対応及び速やかな報告の条件を適用します。管理権限、請求先及び移管方法は個別契約で定めます。

基本管理の対象作業、提供期間及び終了時の取扱いは、第 5 条に従い個別契約で確定します。

第 23 条（セキュリティ）

当方は、HTTPS、秘密情報の分離、アクセス権限の最小化、依存関係確認、公開前検証、Review 環境と本番環境の分離、バックアップその他サイト構成に応じた合理的な安全管理を行います。ただし、インターネット上の攻撃、未知の脆弱性、第三者アカウント侵害等を完全に防止することは保証しません。

第 24 条（データ及びバックアップ）

顧客は、顧客が保有し又は本サービスを通じて収集するデータ及び原本素材を、自らの責任で保存及びバックアップします。当方は、個別契約で明示的に引き受けた範囲で合理的なバックアップ又は復旧手段を維持しますが、個別契約に別段の定めがない限り、すべてのデータの恒久保存又は完全復旧を保証しません。本番復元、復元ポイント選択、アカウント移管その他影響の大きい操作は原則として有人確認の上で実施します。

第 25 条（インシデント）

重大な脆弱性、不正アクセス、秘密情報漏えい、改ざん又はサービス停止等を認識した場合、当方は影響範囲確認、被害拡大防止、修正、復旧その他合理的な措置を行います。法令上の通知要否、顧客への重大通知及び不可逆な復旧は有人で判断します。

第 26 条（個人情報）

当方は、契約、制作、連絡、サポート等に必要な範囲で取得した個人情報を、プライバシーポリシーに従って取り扱います。標準サイトでは、予約者、購入者その他一般利用者のデータベースを当方が独自に保有しない構成を基本とします。

第 27 条（秘密保持）

当方及び顧客は、本サービスに関連して知り得た相手方の非公知情報を契約履行以外の目的に使用せず、第 28 条に基づき再委託し又は第三者サービスを利用する場合、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、第三者へ開示しません。

第 28 条（再委託・外部クラウド）

当方は、GitHub、Cloudflare、Google Workspace、バックアップサービス、生成 AI、通知サービスその他の第三者サービスを利用し、又は業務の一部を再委託することがあります。必要な情報は目的に応じて最小化し、当方は適用法令に従い委託先を適切に監督します。

第 29 条（知的財産）

顧客提供素材の権利は顧客又は正当な権利者に帰属します。当方が従前から保有するテンプレート、共通コンポーネント、フレームワーク、汎用コード、デザインシステム、運用ツール及びノウハウ並びに第三者素材の権利は、当方又は各権利者に留保されます。顧客固有制作物について個別契約に明示がない場合、その著作権その他の知的財産権は当方に帰属し、制作料金全額の支払完了を条件として、当方は顧客に対し、顧客自身の事業及び対象 Web サイトの運営に必要な範囲で、期間の定めなく、非独占的に利用、複製、改変及び公衆送信する権利を許諾します。著作権譲渡、ソースコード引渡し又は第三者への再許諾を行う場合は、その範囲及び条件を個別契約又は別紙で定めます。

契約前の無料試作の検討利用、共有及び引渡しは第 7 条の 2 によります。無料試作の提示のみでは、本制作成果物の本番利用、著作権譲渡又はソースコード引渡しを認めたものとは扱いません。本制作の契約及び支払に基づき本条又は個別契約で認めた権利・引渡しを、無料試作の制限によって追加制限しません。顧客提供素材に関する顧客又は正当な権利者の権利は変更しません。

第 30 条（実績掲載）

顧客名、ロゴ、Web サイト画面、URL 等を制作実績として掲載する場合は、顧客の事前承諾を得ます。

第 31 条（支払遅滞）

顧客が支払を遅滞し、当方が相当の期間を定めて催告しても支払われない場合、当方は制作、公開、更新その他本サービスの全部又は一部を停止できます。

第 32 条（中途終了）

顧客都合で制作途中に契約を終了する場合、顧客は終了時点までに実施した作業、確保済み工数、取消不能な第三者費用その他合理的な費用を負担します。具体的な精算方法は個別契約で定めることがあります。

第 33 条（催告による解除）

相手方が本規約又は個別契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合、相手方は契約の全部又は一部を解除できます。ただし、当該違反が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除きます。

第 34 条（無催告解除）

相手方に支払停止、破産手続開始等の申立て、差押え、事業停止、信用状態の重大な悪化、反社会的勢力との関係その他契約継続が困難となる重大な事由が生じた場合、又は債務の全部が履行不能であ

る場合その他法令上無催告解除が認められる場合、相手方は催告なく契約の全部又は一部を解除できます。

第 35 条（契約終了時の引継ぎ）

契約終了時、当方は個別契約及び権利帰属に従い、顧客に帰属するデータ、ドメイン及びアカウントの必要な移管その他合理的な引継ぎを行います。当方の内部運用ツール、秘密情報、他の顧客に関する情報、当方又は第三者に権利が留保される素材及び個別契約で引渡対象外とした情報は引渡対象に含みません。

第 36 条（非保証及び第三者事由の免責）

当方は主要な一般的ブラウザで合理的に利用できるよう制作しますが、売上、来店数、検索順位、広告効果、完全な無停止稼働、完全なサイバー攻撃防止又は将来の全端末・第三者サービスとの互換性を保証しません。当方の合理的な支配を超える通信環境、顧客設備、レンタルサーバー、クラウド、外部予約サービスその他第三者システムの障害、仕様変更若しくは終了、ウイルス、不正アクセス、不正改ざん、ハッキング、クラッキング、法令・行政措置、天災、停電その他予測又は制御が困難な事由により、サイトの全部又は一部が停止、利用不能又は機能不全となった場合、当方は自己の責めに帰すべき範囲を除き責任を負いません。保守、更新、セキュリティ対応又は復旧のため必要な範囲でサイトの全部又は一部を一時停止することがあります。

第 37 条（損害賠償）

当方に故意又は重過失がある場合その他法令上責任を制限できない場合を除き、当方の責任は通常かつ直接の損害に限り、累計上限は当該契約について顧客が当方に現実に支払った制作料金、保守料金及び当該損害に直接関連する追加作業料金の合計額とします。

第 7 条の 2 の無料試作については、前項の責任制限を適用せず、当方の責任の有無及び範囲は法令に従います。

第 38 条（禁止事項）

顧客は、法令違反、第三者の権利侵害、虚偽又は誤認表示、不正アクセス、マルウェア配布その他当方又は第三者に重大な損害を与える目的で本サービスを利用してはなりません。

第 39 条（反社会的勢力の排除）

当方及び顧客は、自ら及び実質的に経営を支配する者等が反社会的勢力に該当せず、これを利用し、資金又は便宜を供与し、社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し保証します。相手方が本条に違反した場合、相手方は催告なく直ちに契約を解除でき、違反当事者は解除により生じた損害の補償を請求できません。解除した当事者に損害が生じた場合、違反当事者はその損害を賠償します。

第 40 条（通知）

本サービスに関する通知は、電子メール、フォーム、チャット、顧客ポータル上の通知その他個別契約で指定した方法により行います。顧客は、連絡先又は指定承認担当者に変更がある場合、速やかに通知します。

第 41 条（規約の変更）

当方は、法令、サービス内容、セキュリティ上の必要その他合理的な理由がある場合、適用法令に従い本規約を変更できます。当方は、変更の効力発生日を定め、変更する旨、変更後の内容及び効力発

生日を、効力発生日までに当方サイト、電子メールその他合理的な方法で周知します。変更後の規約は、当該効力発生日から適用されます。

第 42 条（法人化及び契約上の地位の移転）

1. TableWeb は、運営者である好川 太朗が個人として提供するサービスです。運営者が法人を設立した場合でも、その設立のみをもって、本規約及び個別契約の契約当事者が当該法人に変更されることはありません。

2. 当方が、法人化に伴う事業移転又は事業譲渡等により、本規約及び個別契約上の地位並びにこれらに基づく権利及び義務を第三者へ移転する場合は、移転先の名称、所在地、代表者、連絡先、対象契約、移転予定日及び移転する権利義務の範囲その他重要な条件を事前に顧客へ説明し、移転先との合意に加え、顧客から書面又は電子的方法による個別の承諾を得た上で移転します。本規約への同意をもって、将来の移転に対する包括的な事前承諾があったものとは扱いません。

3. 前項の移転が有効となるまでは、好川 太朗が引き続き契約当事者として本規約及び個別契約上の義務を負います。顧客が移転に承諾しない場合も、法人の設立又は移転への不承諾のみを理由として、契約が終了し、又は当方の義務が免除されるものではありません。移転前に発生した債務、未履行事項、未収金、前受金及び顧客提供素材等の取扱いは、移転時の合意で明確にします。

4. 顧客情報、契約・取引記録、顧客提供素材・データ等を移転先に開示又は移転する場合は、適用法令、利用目的及び当該移転の合意内容に従い、必要な範囲及び適切な安全管理措置の下で取り扱います。本条のみを根拠として、移転先又は利用目的を限定しない情報の開示又は移転を行うものではありません。

5. 法令により当然に生じる包括承継については、当該法令に従います。

第 43 条（分離可能性・協議）

本規約の一部が無効又は執行不能と判断されても、その他の条項は引き続き有効とします。本規約又は個別契約に定めのない事項又は疑義については、当方及び顧客が誠実に協議します。

第 44 条（準拠法・合意管轄）

本規約及び個別契約は日本法に準拠し、本サービスに関する訴訟については東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定・版の識別・適用開始

制定日：2026 年 9 月 6 日。元版の識別日：2026 年 9 月 15 日。基礎版：v7.3（改訂日：2026 年 10 月 4 日）。版：v7.4。改訂日：2026 年 10 月 9 日。

本版の公開日時は、配信基盤の記録により実際の公開日時を取得できる場合に記録します。取得できない場合に公開を確認した日時を実際の公開日時として扱うことはありません。当方が公開・内容確認を完了した日時は「公開確認日時」として記録し、公開日時・公開確認日時・適用開始日時を当方の確認記録・管理台帳で区別して管理します。

本版は、当方による更新版の公開・内容確認が完了した時点から、新規取引に適用します。適用開始日時は当方の確認記録・管理台帳に記録します。本版の適用開始日時より前の新規取引には v7.3 を適用します。版の識別日・改訂日・最終整備日・文書作成日は、公開日時、公開確認日時又は適用開始日時を意味せず、適用開始日時を遡及して設定しません。

本版は、適用開始日時以後に本版を取引条件として合意する新規取引に適用します。既存契約には自動適用せず、当該契約に適用される従前の文書及び個別合意を維持します。